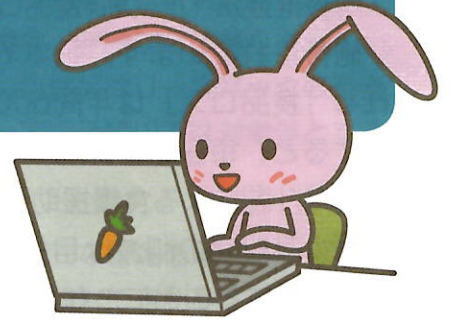


# SNSをきっかけにした 消費者トラブルに注意！



SNSの利用者が増加するなか、消費生活センターに寄せられるSNSに関連する相談件数は年々増加しています。今回は、SNS上の広告がきっかけとなるトラブルやSNS上で知り合った相手からの誘いがきっかけとなるトラブルをご紹介します。

## 事例1 相談激増！「お得にお試しだけ」のつもりが「定期購入」に?!

動画投稿サイトで「ダイエット効果のあるサプリメント、お試し500円」という広告を見て注文した。その後、初回の商品と同じ商品が届き、商品代金6500円の請求書が同梱されていた。事業者にお問い合わせると、「5回の商品購入が条件の契約だ」と言われた。500円お試しのみの購入で、定期購入が条件とは思わず注文した。こんなに高額になるなら注文しなかった。



- ☑ 定期購入が条件となっていないか、支払うこととなる総額はいくらか等契約内容をしっかり確認しましょう

定期購入が条件であることを消費者が認識しないまま、商品を注文しているケースが多くみられ、事業者へ解約したいと連絡しても「定期購入が条件なので、あと〇回購入しないと解約できない」と断られるケースが目立ちます。

- ☑ 解約・返品できるか、解約・返品できる場合の条件など解約条件をしっかりと確認しましょう

インターネット通販をはじめ通信販売では、クーリングオフ制度はなく、広告に表示された「解約・返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」等の返品特約に従うことになります。

4 消費生活センターだより 2020.12月号

## 急増！定期購入のトラブルにご注意を！

「解約の電話が繋がらない!!」

「クーポン利用で初回購入のみの解約が出来なくなった!!」

定期購入に関するトラブルが急増しています。  
トラブルを回避するためのポイントを紹介します。



### 購入する前に最終確認画面でよく見てほしいポイント

#### ① 1回限りの購入か

「〇カ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば継続的な購入です。

#### ② 定期購入の場合、2回目からはいくらになるか

2回目以降は1回目より高価であることが多いです。

#### ③ 解約や返品の方法は何か

簡単に解約ができるか確認してください。

「いつでも解約可能」とあっても、初回で解約をすると定価との差額を支払うよう定められている場合があります。

ちょっと待って

